

# NEWS

～ 平成 17 年 11 月

岡経営労務事務所 / 経営労務協会 (労働保険事務組合)

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

## 定年年齢が 60 歳 65 歳 に引き上げられます (平成 18 年 4 月 1 日～)

昨年 6 月に成立した「高年齢者等の雇用の安定に関する法律の改正」により、すべての事業所は 65 歳までの段階的な雇用延長に対応しなければならなくなりました。雇用延長は、平成 18 年 4 月 1 日から実施されます。

今回の改正では、64 歳以下定年制としている全事業所様で「就業規則等の改正」を含めた対応が必要となって参ります。雇用延長には大きく分けて三通りの方法がありますが、今号ではその概要および対応をお知らせいたします。

### 「雇用延長」の方法

- 対応 1 . 定年年齢の引き上げ (定年延長)
- 対応 2 . 継続雇用制度の導入 (再雇用等)
- 対応 3 . 定年の定め廃止

### 「段階的引上げの時期」と「年齢」

平成 18 年 4 月から	62 歳
平成 19 年 4 月から	63 歳
平成 22 年 4 月から	64 歳
平成 25 年 4 月以降	65 歳

### 対応 1 . 定年年齢の引き上げ (定年延長)

定年年齢の引上げを行う「定年延長」です。たとえば、現在就業規則等で 60 歳定年制となっている規定を 65 歳定年に変更する場合はこれに該当します。

「定年延長」は雇用の継続性がありますので、旧定年年齢によって労働条件、賃金制度 (退職金制度) を是正することなく雇用を行うものです。その意味では、労働者に対して雇用の安心感を与えることができる一方、事業所の業態・職種によっては使用者側で不都合が生じる可能性もあります。そのため「定年延長」の導入には慎重を期します。

### 対応 2 . 継続雇用制度の導入 (再雇用等)

継続雇用制度とは、定年に達した労働者が希望しているときは定年後も引き続き雇用する制度です。たとえば、60 歳定年に達した方のうち、本人が希望すれば 65 歳まで 1 年ごとに雇用契約する場合はこれに該当します。継続雇用制度には「勤務延長制度」と「再雇用制度」があります。

「勤務延長制度」は旧定年後も賃金等の労働条件は原則として継続しますが、「再雇用制

度」においては定年後の労働条件（賃金、勤務時間）、職種など、新たに再雇用契約を締結することから柔軟な対応ができる制度である反面、労働者側には実質の賃金低下を伴うという印象を持たれてしまうかもしれません。

継続雇用制度の導入は原則として「希望者全員」を対象にしますが、「労使協定」により「継続雇用制度の対象者の基準」を定め、当該基準に基づく制度を導入することも可能です。なお、前述の「労使協定」が合意に至らないケースも想像できますが、この場合には平成 21 年 3 月（労働者数 300 人以下の中小事業主は平成 23 年 3 月）までの間は、「就業規則等」により「継続雇用制度の対象者の基準」を定めることもできます。この「基準」については「具体的」に、かつ、「客観的」に判断できるものであることとされています。

### 対応 3 . 定年の定めの廃止

定年の定めの廃止は、定年制度自体を廃止するものです。事業所からの退職勧告、労働者本人から退職の申し出が無ければ、年齢に関係なく旧定年後も雇用は持続します。

### 就業規則等の変更への対応

雇用延長の実施は平成 18 年 4 月ですが、「事業所の方針決定」「制度設計」「従業員への対応」「就業規則変更」「新制度運用」といったステップが必要となります。

制度設計、就業規則変更につきましては弊事務所へご相談ください。

	雇用延長の方法			
	定年年齢の引き上げ（対応 1 .）	継続雇用制度の導入（対応 2 .）		定年の定めの廃止（対応 3 .）
		勤務延長制度	再雇用制度	
定年年齢	65 歳（段階的に）	60 歳（以上）	60 歳（以上）	定年無し
労働条件・賃金制度の取扱い	労働条件、賃金制度は旧定年以降も継続する。	定年以降も引き続き一年毎などの雇用契約を締結。労働条件、賃金制度は原則定年前を継続する。	定年以降は、一年毎などの雇用契約を締結。労働条件、賃金は再雇用契約に基づき決定する。	労働条件、賃金制度は継続する。
退職金制度の取扱い	退職金制度は旧定年以降も継続する。ただし、原則労使合意の上、旧定年以降分を加算しない制度に変更することも可能。	定年時に退職金を精算する。勤務延長期間分については、通常退職金は支給しない。	定年時に退職金を精算する。再雇用期間分については、通常退職金は支給しない。	退職金制度は継続する。